

議案第 38 号 町名の変更についてに対する附帯決議

三崎町一丁目、三崎町二丁目及び三崎町三丁目並びに猿楽町一丁目及び猿楽町二丁目に係る町名変更の実施にあたっては、①社会的混乱が生じないこと②地域の総意であること、が必要である。

委員会としても、以上の観点から丁寧に、かつ、精力的に議論を重ね、執行機関にも意向調査の実施等を要望してきたところである。

この度、改めての意向調査が実施されることなく議案として提出されたことは、委員会としても誠に残念なことである。そこで、施行を迎える平成30年までに、上記の2点であるが、社会的混乱が生ずることなく、また、出来る限り地域の総意となるよう、あらゆる手段を講じ努力することを求める。

以上、決議する。

平成26年10月15日

千代田区議会